

令和4年第2回太子町議会定例会（第497回町議会）会議録（第5日）

令和4年3月25日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 同意第1号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 3 議案第22号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第23号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第24号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第10号 町道路線の認定及び廃止について
(総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 7 議案第11号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第12号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第13号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第14号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 11 議案第25号 令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第10号）
- 12 議案第15号 令和4年度兵庫県太子町一般会計予算
(令和4年度一般会計予算委員会委員長報告)
- 13 議案第16号 令和4年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 14 議案第17号 令和4年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 15 議案第18号 令和4年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 16 議案第19号 令和4年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 17 議案第20号 令和4年度兵庫県太子町水道事業会計予算
- 18 議案第21号 令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計予算
(以上2件、総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 19 発議第1号 議会ICT化推進特別委員会の設置について
- 20 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
 - 2 同意第1号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
 - 3 議案第22号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 4 議案第23号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 5 議案第24号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 6 議案第10号 町道路線の認定及び廃止について
(総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 追加日程第1 議案第22号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第2 議案第23号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

定について

追加日程第3 議案第24号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(以上3件、総務経済建設常任委員会委員長報告)

- 7 議案第11号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第12号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第13号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第14号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)

- 11 議案第25号 令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第10号)
- 12 議案第15号 令和4年度兵庫県太子町一般会計予算
(令和4年度一般会計予算委員会委員長報告)
- 13 議案第16号 令和4年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 14 議案第17号 令和4年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 15 議案第18号 令和4年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 16 議案第19号 令和4年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算

(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)

- 17 議案第20号 令和4年度兵庫県太子町水道事業会計予算
- 18 議案第21号 令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計予算

(以上2件、総務経済建設常任委員会委員長報告)

- 19 発議第1号 議会ICT化推進特別委員会の設置について

追加日程第4 決議案第1号 ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議

20 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1番	松浦崇志	2番	出原賢治
3番	森田哲夫	4番	吉田正之
5番	長谷川正信	6番	玉田正典
7番	上山隆弘	8番	中薮清志
9番	堀卓史	10番	首藤佳隆
11番	清原良典	12番	井村淳子
13番	藤澤元之介	14番	中島貞次

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長	森文彰	書記	蛭井のり子
書記	竹田早紀		

説明のため出席した者の職氏名

町長	服部千秋	副町長	杉原勝由
教育長	檜野正樹	総務部長	森田好紀
生活福祉部長	嶋津一弥	経済建設部長	松谷真利

(開議 午前10時00分)

○議長（中島貞次） 皆さんおはようございます。

令和4年第2回太子町議会定例会第5日目におそろいで御出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和4年第2回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○議長（中島貞次） 日程第1、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等5件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、議案第15号令和4年度兵庫県太子町一般会計予算につきまして、一部印刷の誤りがあったので訂正したい旨届出がありました。したがって、その正誤表をお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、組合議会議員から組合議会の報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職・氏名はお手元に配っております一覧表のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第2 同意第1号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（中島貞次） 日程第2、同意第1号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 皆さんおはようございます。

同意第1号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、教育委員会委員の圓尾健太郎氏が一身上の都合により本年3月31日付をもって離職されることに伴い、新たに井上利江氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、町議会の同意を求めるものであります。

井上氏の経歴は参考資料のとおりであります。太田小学校PTA副会長を務め、地域や保護者等とのつながりも深く、スポーツ推進委員として地域スポーツの振興に寄与してこられたことから教育行政の推進に適任であると考えております。なお、任期は同法第5条第1項の規定に基づき、前任者の残任期間となるため、令和4年4月1日から令和5年9月30日までの1年6カ月であります。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさ

せていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して、直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（中島貞次） 御異議がありますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 大変急なことでの対応になったと理解はいたしておりますが、今回の教育委員の新たな方への任命については、以前からも問題になっておりますように教育委員会の中立性、独立性を踏まえた上での町長の対応として、教育長及び教育委員の方々への対応はどのようにあったか説明をいただきたいと思います。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 御質問の趣旨がちょっと分かりづらい部分がございますけれども、こちらから提案することになっておりますので、私から教育委員を提案しています。教育委員会を統括する教育長とともに人選を行いました。また、副町長とともに3者で人選を進めて提案をさせていただいています。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 町長は人事権をお持ちですので、それは町長が対応されたら、そこに対して私は何も言うことはございません。ただ、以前から対教育委員会に対して前教育長の時代から教育委員会というのは独立した組織であり中立性を持って対応されている、教育委員の組織構成もあるという中で教育委員会に相談あるいは教育委員に対して何かしらの打診、また急な人事の対応ですから、そのあたりの対応について相談なり、町長として以前から議会ともそういうことはいろいろとありました、その反省に基づいて今回の委員の選定には尽くされたのかどうかというところを確認したかったところでございます。教育長、そういった意味では教育委員に対してどのような対応があったか、教育長の知る限りを説明いただけませんか。

○議長（中島貞次） 教育長。

○教育長（樫野正樹） まず、圓尾委員が突然の辞意を表明されました。一身上の御都合です。それを受けて、まずはこういう状態になりましたと町長と相談しました。教育委員会も様々な方面、様々な方から人選、候補を上げさせてもらいますが、町長も心当たり等を含めて人選があれば、それをまた集まって協議していきたいと思いますがこんな感じでいいのでしょうかというような相談は最初にまずさせていただきました。

以上です。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 私が知る限り、教育委員にもそれぞれ確認してみましたが、相談等はなかったと回答をいただいております。町長自身が教育委員会に対して誠意を持って取り組むと過去にも発言されている中で、そういった姿勢が変わっていないという解釈を取ってしまったのですが、町長としてはそのあたり、私は人選について何か駄目だとかということを上上げてるつもりではございませんが、その後、過去に問題を起こした実態からの反省を生かした上での教育委員会に対する向き合い方について町長は大切に対応をされたのかどうかだけを確認したかっただけです。町長いかがですか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 先ほど来お答えしておりますように、教育委員会を統括する教育長と、もちろん副町長ともですが、相談しながら進めておりますので誠意ある対応を取って人選を行っております。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（中島貞次） ただいまの出席議員は13名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に藤澤元之介議員及び松浦崇志議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（中島貞次） 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（中島貞次） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

（職員点呼、投票）

○議長（中島貞次） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

藤澤元之介議員及び松浦崇志議員、開票の立会いをお願いします。

（開 票）

○議長（中島貞次） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 13票です。

投票のうち賛成 12票、反対 1票

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(中島貞次) この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時18分)

(再開 午前10時18分)

○議長(中島貞次) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第3 議案第22号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(中島貞次) 日程第3、議案第22号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(服部千秋) 議案第22号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、令和3年人事院勧告と併せて発出された国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の骨子により、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等が示されました。当町は従来から人事院勧告を踏まえた国家公務員の待遇に準拠しており、人事院勧告を民間準拠の根拠としてきたことから、このたびも同様にこれを尊重し、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、非常勤職員が育児休業を取得する場合に第2条で育児休業、第18条で育児部分休業の取得要件のうち「1年以上の在職期間」の要件を廃止します。また、第22条として妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等及び第23条として勤務環境の整備に関する措置を追加で明記し、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援を図るものです。施行日は令和4年4月1日としております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長(中島貞次) 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第22号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は総務経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第4 議案第23号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第24号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中島貞次） 日程第4、議案第23号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第5、議案第24号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

順次提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第23号及び第24号の条例改正について一括して説明を申し上げます。

最初に、議案第23号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、当町は特別職の職員の期末手当については一般職の職員の期末勤勉手当に準じて決定していることから、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与条例改正に準じてその支給月数を改正するものでございます。特別職の期末手当の改正について、第3条第4項の表において、一般職の職員に準じて支給総月数を0.15月分引き下げております。この改正により、特別職の職員の期末手当の年間支給月数は「4.35月分」から「4.20月分」となります。附則第2条において、令和4年6月に支給する期末手当に関する特別措置といたしまして、このたびの改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定により算出される期末手当の額から令和3年12月に支給された期末手当の額に同月1日における特別職の給与条例に定める割合を乗じて得た額を減じた額を支給することとなっております。割合については、一般職の職員に定める割合同様とし、217.5分の15となっております。条例改正分と合わせた年間の影響額は、67万2,000円となっております。施行期日につきましては、公布の日としております。また、特別職の職員の期末手当の支給月数を改正することで議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項により、議会議員の期末手当についても本条例の例によるため、議会議員の期末手当も同様の改正が行われることとなります。

次に、議案第24号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、当町は従来から人事院勧告を踏まえた国家公務員給与に準じており、給与水準を決定する上で人事院勧告を民間準拠の根拠としてきたことから、このたびも同様にこれを尊重し、人事院勧告の内容に準じて一般職の職員の給与において改定を実施するものでございます。再任用職員以外の職員における期末手当の改正について、第19条第2項において期末手当を0.15月分引き下げております。この改正により、期末勤勉手当の年間支給月数は「4.45月分」から「4.30」月分となっております。また、再任用職員の期末勤勉手当の年間支給月数は、第19条第3項において「2.35月分」から「2.25月分」に引き下げております。附則第2条において、特別職と同様に令和4年6月に支給する期末手当に関する特別措置といたしまして、このたびの改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定により算定される期末手当の額から令和3年12月に支給された期末手当の額に同月1日における職員区分ごとに定める割合を乗じて得た額を減じた額を支給することとなっております。割合については、正職員においては127.5分の15、再任用職員においては72.57分の10となっております。施行期日につきましては、公布の日としております。また、一般職の職員の支給月数を改正することで太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第11条第1項及び第19条第1項の規定により、会計年度任用職員の期末手当の支給月数についても準用されますので、会計年度任用職員の期末手当も同様の改正が行われることとなりますが、特例措置は準用されないこととなります。

慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げまして、議案第23号及び議案第24号の条例改正についての提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第23号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第23号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は総務経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

続いて、上程中の議案第24号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第24号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は総務経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

この際、委員会審査のため暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時30分）

（再開 午後1時04分）

○議長（中島貞次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第6 議案第10号 町道路線の認定及び廃止について

○議長（中島貞次） 日程第6、議案第10号町道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

上程中の議案については、所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 それでは、総務経済建設常任委員会委員会審査報告書を読み上げまして報告とさせていただきます。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定に

より報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第10号。付託年月日、令和4年3月7日。件名、町道路線の認定及び廃止について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和4年3月9日水曜日午前10時から午後3時10分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。

都市計画法第40条の帰属により認定する4路線と土地区画整理法第105条の帰属により認定する10路線及び土地区画整理法第105条の帰属により廃止する1路線の現地視察を行い、その後、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①側溝等について二次製品の使用が増えているが担当課として推奨しているのかとの質疑に、開発における構造物は可能な限り二次製品を使用するよう指導している。ただし、二次製品が据えられない場合は例外的に現場打ちを許可しているとの答弁があった。

②今回認定する馬場長畔団地3号線と隣接する土地に接続する土地を町有地にしている理由はとの質疑に、隣接する土地が市街化区域で、いずれ開発される可能性があるため町有地とすることが適切であると考え今回の開発の際に帰属を受けた、ただし、開発許可において道路としての位置づけがないため、今回の認定からは外れるとの答弁があった。

③今回認定する路線と廃止する路線が一部重なっているがとの質疑に、もともと町道があった部分を含む区画整理であるため、従前の町道を廃止した上で新たに認定するものであるとの答弁があった。

④糸井南の区画整理を行った部分の南端で遊歩道になっている部分については今回の認定から外れている、その理由と今後の管理方法はとの質疑に、区画整理事業を進める中で隣接する姫路市高田自治会から高田地区と糸井南の区画整理区域の住居との間に距離を設けてほしいとの要望があり緩衝帯として人が歩く空間を設けた。町道ではないが町有地として町道と同様に管理していくとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上です。

○議長（中島貞次） 以上で総務経済建設常任委員会委員長松浦崇志議員の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長長の報告は可決です。本案は委員長長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(中島貞次) 全員賛成です。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りします。

先ほど所管の総務経済建設常任委員会に付託して休憩中に御審査いただいております議案第22号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第24号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案3件について委員長の審査報告を求めますので、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 異議なしと認めます。したがって、議案第22号から議案第24号までの議案3件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 議案第22号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第2 議案第23号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第3 議案第24号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(中島貞次) 追加日程第1、議案第22号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから追加日程第3、議案第24号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案3件については、所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休憩中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 それでは、総務経済建設常任委員会委員会審査報告書を読み上げまして報告させていただきます。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第22号。付託年月日、令和4年3月25日。件名、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和4年3月25日金曜日午前10時34分から午前10時50分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①この条例改正の対象者数はこの質疑に、現在取得中の正規職員は10名、会計年度任用職員は1名であるが、今後の対象者については育児休業取得の申出があった時点で把握するとの答弁があった。

②男性職員の育児休業の取得実績はこの質疑に、過去2名であるとの答弁があった。

③改正条例第23条(勤務環境の整備に関する措置)とはこの質疑に、育児休業取得の計画、給与の待遇面等の制度に関する周知、相談等である。また所属長を中心に取得しやすい環境づくり

に一層取り組んでいきたいとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第23号。付託年月日、令和4年3月25日。件名、太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和4年3月25日金曜日午前10時34分から午前10時50分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①この条例改正による影響額はとの質疑に、通常支給分の令和4年6月及び12月支給の期末手当の年間影響額は町長12万4,822円、副町長10万8,405円、教育長10万2,465円、議長6万4,350円、副議長4万9,500円、委員長4万5,870円、議員4万4,715円の減額となる、ただし令和4年6月支給分については令和3年12月の減額分を含む必要があるため、町長18万7,233円、副町長16万2,607円、教育長15万3,697円、議長9万6,525円、副議長7万4,250円、委員長6万8,805円、議員6万7,072円の減額となるとの答弁があった。

②人事院の勧告が引下げとなったのはなぜかとの質疑に、民間給与との比較で月例給は格差が小さいため引き下げず、賞与は0.15月公務員が高いとの判断により引き下げられるものであるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第24号。付託年月日、令和4年3月25日。件名、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和4年3月25日金曜日午前10時34分から午前10時50分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①この条例改正による全体影響額はとの質疑に、対象者は199名、総額891万2,000円で、1人当たり約4万4,800円の減額となるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上です。

○議長（中島貞次） 以上で総務経済建設常任委員会委員長松浦崇志議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第22号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第23号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第24号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方

はボタンをしてください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(中島貞次) 全員賛成です。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 7 議案第 11号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第 12号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関  
する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第 13号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につい  
て

日程第 10 議案第 14号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制  
定について

○議長(中島貞次) 日程第7、議案第11号太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第10、議案第14号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案4件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 それでは、議案第11号から議案第14号についての委員会報告をさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第11号。付託年月日、令和4年3月7日。件名、太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和4年3月8日火曜日午前10時から午後2時39分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①この条例の中にある「書面」という表現だが、これまでは紙ベースだったものが電磁的な書類に変わってもよいということだと思うが、情報管理上特に問題はないかとの質疑に、具体的に電磁的に保存できるというのは紙媒体でなく、例えばPDFに変換したものをサーバー等に保存しておくことができるようになったという意味であるとの答弁があった。

②例えばどういった書類のことを指しているのかとの質疑に、基本的に紙ベースで保存しているもの全てが対象となる。具体的に言うと例えば子供の保育記録や職員に関する記録、保育料の関係の規定、事業所の運営方針といった様々な紙ベースで作られている資料が紙媒体ではなくワード、エクセル、PDF等で保存できる形に変わるとの答弁があった。

③保存の方法が変わるというだけであって例えば情報の管理の問題、特に情報の秘密保持等、そういった面では特に問題はないかとの質疑に、当町の場合、当然セキュリティーシステムの範囲の中で保存しているのでそういったことは問題ないと考えているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

1、審査した事件。議案番号、議案第12号。付託年月日、令和4年3月7日。件名、太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和4年3月8日火曜日午前10時から午後2時39分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①具体的にどのように変更するのかとの質疑に、ポイントとしては文書で保存することができるという規定があり、保護者に書面で同意いただいた上で電子ファイルに保存することができるというのがこれからはメール等電子媒体でこちらから文書報告をもって同意を得られるようになる。さらに電子媒体での保存ができるように改正されたとの答弁があった。

②電子ファイルの管理について、例えばすぐ取り出しやすいとかどこまで共有するのかとの質疑に、電子ファイルは町のサーバーに各課が保存している。社会福祉課の場合、社会福祉課という1つのファイルがあって、そこから係が分かれて事業ごとにまた枝分かれしている。単年で使用するものと常用で使用するものと目的に応じて系統に分けていく。それぞれ業務の内容に応じて利用しやすい形でファイルを保存していきたいと考えているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

1、審査した事件。議案番号、議案第13号。付託年月日、令和4年3月7日。件名、太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和4年3月8日火曜日午前10時から午後2時39分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①所得割の比率が高いと思うので今回の改正で数百円というレベルで上がっているが、全体に対するインパクトはそれほど大きくないのかとの質疑に、影響額としては具体的には1人世帯で年間3,800円の増、2人世帯で年間7,000円の増、3人世帯では年間1万200円の増であるとの答弁があった。

②コロナ禍の中で病院に行く人が少ないとか皆さん予防に努められていると思うが、医療費にはどのように影響しているのかとの質疑に、新型コロナウイルス感染症の影響でマスク着用の徹底やうがい、手洗いの励行など新しい生活様式の浸透により呼吸器系の疾患を中心とする疾病の減少などはある。ただ令和3年度の1人当たりの医療費については月平均で見ると現時点でコロナ禍前の水準を上回っているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

1、審査した事件。議案番号、議案第14号。付託年月日、令和4年3月7日。件名、太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和4年3月8日火曜日午前10時から午後2時39分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑なし。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上であります。

○議長（中島貞次） 以上で福祉文教常任委員会委員長上山隆弘議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第11号太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第12号太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第13号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第14号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第25号 令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第10号）

○議長（中島貞次） 日程第11、議案第25号令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第25号令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第10号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、繰越明許費の補正であります。

その内容は、18歳以下の子供へ10万円を給付する子育て世帯臨時特別給付金のうち、国からの

通知により令和4年4月以降の支給決定に係るものを繰り越すもので、既定の繰越明許費に子育て世帯臨時特別給付金給付事業2,383万7,000円を追加するものでございます。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

## 日程第12 議案第15号 令和4年度兵庫県太子町一般会計予算

○議長（中島貞次） 日程第12、議案第15号令和4年度兵庫県太子町一般会計予算を議題とします。

本案については、令和4年度一般会計予算委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

令和4年度一般会計予算委員会委員長清原良典議員。

○清原良典議員 それでは、委員会審査報告書を読み上げ報告とさせていただきます。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第15号。付託年月日、令和4年3月7日。件名、令和4年度兵庫県太子町一般会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和4年3月14日月曜日午前10時から午後4時23分。令和4年3月15日火曜日午前10時から午後3時55分。令和4年3月16日水曜日午前10時から午前11時20分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過については、別紙のとおり。

(2)審査結果は、賛成多数により可決すべきものと決した。

賛成、森田副委員長、中薮委員、長谷川委員、松浦委員。反対、吉田委員。

なお、吉田委員から反対討論があり、賛成討論はなかった。

(3)会議録は、後日希望者に配付する。

令和4年度一般会計予算委員会・審査報告書。

1、審査に当たって。

(1)付託案件の令和4年度兵庫県太子町一般会計予算の審査に当たっては、審査上必要な資料を確認し、事前に資料の提出を求め、慎重に審査した。

(2)補助説明員として、課長、副課長、施設長、一部の監督職の出席を認め、必要な説明を求めた。

(3)歳出予算について、それぞれの事業内容ごとに質疑を行い審査した。

2、審査意見。

全般について。

1、委託料は内容を精査するとともに、今後物価の高騰や契約上で価格の上昇が見込まれるため、引き続き経費の削減に努めること。

2、新型コロナ対策である手指消毒は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく薬剤を用いて、アルコール濃度70%以上のエタノールを使用し、来庁者用ボトルには商品名等を詳細に記載すること。消毒液等の管理・発注は専門的知識のある部局が管理し、予防対策を庁内で統一すること。

3、公共施設の改修などは計画的に順次早めに行うこと。

4、前年使われなかった予算や事業として数年にわたり達成されないものが、そのまま前年と同額で予算計上されている。事業の在り方を根本的に見直し、効果あるものに予算を振り分けること。

歳入について。

1、滞納対策として、実態調査等で生活状況を見極め、回収計画を立てた上で、できる限り早期に徴収するように努めること。

2、ふるさと応援寄付金が目標金額を達成するように新しい特産品の開発などを行うこと。

3、国県支出金は補助があるから事業を行うのではなく、必要な事業に合う補助金を活用すること。

4、税収及び交付金等の総額は伸びている。収入は増えるはずであるのに、少なめに見積み過ぎではないか。しかし、今後新型コロナやウクライナ情勢により悪化する可能性も念頭に置き、行政運営に当たること。

歳出について。

1、聖徳太子1400年プロジェクト事業におけるおのおのの事業の実施要綱を早急に示すこと。特に、町全体の活性化と他市町へのPRも兼ねて、新しい産業を興すぐらいの意気込みで計画すること。

2、自治体DXの推進を担うデジタル人材の確保・育成について、他市町に遅れを取ることのないよう計画的にすること。

3、災害時要支援者の支援は、関係機関と情報を共有し万全を期すこと。

4、社会福祉協議会が再建計画を作成できるように、町長が太子町の社会福祉の在り方を明確に示すこと。

5、保育士の賃金は全国的に賃上げされるが、保育士不足は解消していない。現在、保育士が減員になり時間外手当が増額となっている。現場の職員に過重労働を強いることがないように努めること。

6、一般家庭ごみ収集運搬業務の競争入札については、管理者（たつの市長）の同意も含め、早急に太子町の方針を明確にして方向性を決めること。

7、資源ごみ集団回収運動奨励金については、回収運動の目的を明確にし、奨励金を見直すべきである。

8、上太田瓦礫処分場借地料は、令和4年度中に今後の方向性についての結論を出せるように努めること。

9、5歳から11歳における新型コロナワクチン接種については、接種医療機関を確保して早期に接種できる体制を整え、集団接種についても検討すること。

10、母子健診問診票等翻訳（多言語対応）事業について、外国人の対象者を把握し、必要に応じて他言語についても検討すること。

11、特産品開発の支援は効果的に行い、将来展望を明確にすること。また、地域産業の活性化につながるものは積極的に実施すること。

12、観光協会の在り方を再考するとともに、各種団体と協力し、太子町の新しい魅力の発見やPR活動に力を入れること。ただし、事業がその場限りのものとならないように、町の経済が活性化するような事業体系を整えること。

13、太田公園トイレ改修工事は、公園利用者が使いやすい場所を選定し、明るい構造にすること。

14、施設修繕は、緊急性が高いものは補正予算を組んで早急に対処し、危機管理意識の高揚に努めること。

15、学校給食の食材については、地産地消をできる限り行うこと。また、農薬や化学肥料がなるべく使用されていない食材を検討するなど、児童・生徒の食の安全の確保に努めながら、おいしい給食を提供すること。

16、学校給食については、鶏卵・乳のアレルギー対応にとどまらず、ほかのアレルゲンにも対応すること。

17、全ての児童・生徒がタブレットを家庭で使用できるように、通信環境について早急に検討・整備すること。

18、町立幼稚園の在り方を早急に検討すること。

その他、各課に対する個別意見は、委員会中に各委員から行われた指摘事項等を委員会会議録で再度確認し、検討・改善に努めることを求める。

以上、報告いたします。

**○議長（中島貞次）** 以上で令和4年度一般会計予算委員会委員長清原良典議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（中島貞次）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

吉田正之議員。

**○吉田正之議員** 令和4年度一般会計予算について反対いたします。

最大の理由は、予算審議においての町長の答弁です。急に言われても答えられないとか、過去から引きずっている課題に対しても今まで十分な時間がありながら検討や議論をしておらないことが多々明らかになった。具体的には就学前の子育てに関わる施設の在り方、太子町の方向性は示されておらず、幼稚園や保育園の問題はやがて小学校の問題に派生するでしょう。園児が激減する中、教育委員会は早急に結論を出さなければならないとの答弁であったが、前教育長時代か

ら町長は教育委員会とはしっかり対話して進めると言ってきたが、予算委員会での答弁姿勢はそれがうかがえない。

ごみ収集運搬における町長の姿勢は、一部事務組合に対して個人の見解で2度にわたり意見書まで提出している。揖龍保健衛生施設事務組合からは、太子町のことは太子町で答えを出すべきと指摘を受けている。入札への対応は過去の経緯から様々な課題があり、端的に答えを出すことは困難であることは言うまでもない。担当課の答弁からもその苦勞がうかがえる。肝腎な判断をしなければならない町長の考えは、これまで明確に示されたことはない。つまり、無策としか言いようがない。重要な政策判断が求められることに対して、今日まで議会で議員に対して何ら考えすら説明ができない姿勢は残念であり、その姿勢が全政策にも影響を与えている。私は町長が入札するというならば入札してもよいと思いますが、その前に姿勢を明確にして政策を示すべきです。

社会福祉協議会の改革は、まず太子町の福祉の実態を把握し、必要な福祉政策を確立して、その中で社会福祉協議会と連携を取り、太子町の福祉を充実させるべきである。過去から連合自治会長を社会福祉協議会の理事長にあてがうという、そういった地域の事情を把握されていることから適任として対応してきたかもしれない。しかし、国自体の社会福祉政策が進展し、全国的にも社会福祉協議会の在り方もより自治体と一体になり、地域福祉に対する答えを出さなければならない。そういったことから、太子町としても他の団体から関係ないという姿勢ではいけない。そういった関係のないという姿勢でなく、協力し合って一体となり、明確な方向性を示すべきである。

太子町には老朽化した施設が多数あり、公共施設等個別計画を令和3年3月に作成しているにもかかわらず、町長はそれについても具体的な答弁がない。その上、この委員会で明らかになったのは、文化会館の安全装置が故障しているにもかかわらず放置したことである。町民の安全・安心に対する配慮や危機感がないことが誠に遺憾である。

町長が選挙公約で示してる20の約束について、これを達成するためにその予算は予算書のどの部分に該当しますかとの質問にもまともに答えられない。このような姿勢は、今後の太子町運営を服部町長にお任せしては問題が発生したときに直ちに適切な対応をしてもらえるか甚だ疑問です。このような町長の予算に対する無関心で無責任過ぎる答弁の姿勢では、町民に対しての責任が果たせるとは思えない。町長が本予算を他人事のような姿勢であることが大きな問題である。つまり、本予算に対して町長の意思が反映されていない予算には反対せざるを得ません。

以上。

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 私は原案賛成の立場から討論いたします。

4月から始まる太子町の行政を止めるわけにはいかないため、予算案には賛成いたします。しかし、その際一言申し上げたいことがございます。

予算委員会で、私は委員外議員として質問させていただきました。一般ごみ収集業務委託の業者選定については6年以上にわたって毎年指摘されている問題であるにもかかわらず、いまだ方針もしくは検討計画が町として漠然とした状態でありました。担当課からは入札にすぐに切り替えるのは難しいという認識が示されており、私も経済性の確保ではなく、町として業務を確実に履行するという環境省の通知に基づくならば、競争入札にすぐに切り替えることは簡単なことではないと考えてます。すぐに入札せよとか、絶対にそうせよと言っているのではなくて、どこに問題があって、それを解決するためには何が必要であるのかを明らかにして実行していくよう

な、長期にわたるロードマップを描くことが本来のあるべき姿であろうと思いますが、そうした真摯な検討に着手された形跡が感じられなかったことは残念であります。

ビジョンと計画性の欠如に起因すると思われるこうした例は多々認められている点であり、例えば本定例会前に明らかになった民俗資料館の修繕と給食費公会計化が1年先送りになったことに始まり、一般会計補正予算（第9号）では狭あい道路整備等促進事業や住宅耐震改修促進事業、空き家活用支援事業など十分な成果が上がっていないまま同額の予算を来期の一般会計に計上していること、それから予算委員会2日目には文化会館のスプリンクラーが故障したまますぐに対応されなかったことや、文化会館前バス停に係る方針が運用直前であるにもかかわらず明確になっていなかったことが発覚するなど、2年にわたるコロナ禍によって通常ではない業務が発生しマンパワーが不足するという事態があるだろうということは理解いたしますが、太子町行政全般にわたって行政機能の低下、あるいは機能不全に陥っていないか極めて危惧するものであります。

町行政が町民の幸福と未来の太子町の発展のためにあるということをいま一度自覚していただき、町長におかれましては全ての部門に対して主体的に日頃から明確なビジョンを描き、綿密な計画性を持った町政運営をしていただくよう強く要望いたしますして賛成討論といたします。

○議長（中島貞次） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 議案第15号令和4年度兵庫県太子町一般会計予算に賛成の立場で討論をさせていただきます。

予算委員会でしっかりと審議いただき、予算そのものについては反対するところはないと解釈いたします。ところが、先ほどの全員協議会あるいは予算委員会内での確認を進めていくに当たって、反対の討論の中にもありましたように、町長の答弁についてはいささか疑問を感じる点がございました。今回、予算編成には積極的に町長が関わっておられたことも確認いたしております。町長の質疑に対する答弁については、各課の取り組みを把握しているのかいないのか、あるいはそういった予算の場では取り組む事業の目的または目標、またはその先にあることが示されなくてはいけないことがございます。町長は、施政方針においても議会、住民、企業一体となり協働して進めていくことを掲げられておられます。その前に役所内での各部課と町長が目標あるいは認識を一体にした上で予算として計上し、しっかりとした答弁をいただきたいと。計画や方針に基づき、町政が進展、また町長が今後自らの言葉でこの予算に沿って政策や事業についての発信が進むことを期待し、賛成といたします。

○議長（中島貞次） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方

はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(賛成多数)

○議長(中島貞次) 賛成多数です。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第16号 令和4年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算

日程第14 議案第17号 令和4年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算

日程第15 議案第18号 令和4年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算

日程第16 議案第19号 令和4年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算

○議長(中島貞次) 日程第13、議案第16号令和4年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算から日程第16、議案第19号令和4年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算までを一括議題とします。

上程中の議案4件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 それでは、議案第16号から議案第19号について委員会の報告をいたします。

1、審査した事件。議案番号、議案第16号。付託年月日、令和4年3月7日。件名、令和4年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和4年3月8日火曜日午前10時から午後2時39分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。

主な質疑答弁。

①4ページの歳入歳出予算事項別明細書の中にある歳入の県支出金とは県から財源として太子町に振り込まれるものかとの質疑に、歳入の県支出金は保険給付に要する費用である。平成30年から県が運営主体となっているので保険給付に関する費用は太子町から納付金として納めて、県から給付金をいただく形となっているとの答弁があった。

②先般開かれた国民健康保険運営協議会でも県の水準に合わせて段階的に保険料を上げていくという説明があったと思うが、7ページの税收を見ても前年度と大きく変わらない、その説明をお願いするとの質疑に、加入者の数が減っているため均等割、平等割を見直してもその分で差引きしてあまり額が変わらなくなっているとの答弁があった。

③21ページ、款6諸支出金の目3償還金はどういうときに使うのかとの質疑に、当該年度の保険給付費等の交付金のうち不当利得や第三者返還金を県へ返還するときに使うものになっているとの答弁があった。

④9ページの款5繰入金金が5,000万円ほど昨年度よりも減っている、福祉関係は次第に財源が厳しくなっている傾向があるが、特に財政調整基金繰入金も2,400万円ほど減っているためその理由について説明してほしいとの質疑に、財政調整基金繰入金は先ほど御審議いただいた太子町国民健康保険税条例の改正に伴って見直す均等割、平等割の増額の結果に伴う減額であるとの答弁があった。

⑤19ページ、節12委託料の特定健診委託料の内訳と国保ヘルスアップ事業業務委託料の中身について説明をお願いするとの質疑に、特定健診の委託料は集団健診として厚生連(全国厚生農業

協同組合連合会)に委託している。個別健診としてたつの市揖保郡医師会と姫路市医師会に委託している。集団健診は基本健診、プログラムの事後指導である。個別健診も健診部分と動機づけ支援から積極的支援ということで委託している。国保ヘルスアップ事業業務の委託は糖尿病性腎症の重症化予防についての委託、集団健診の未受診者に対する勧奨に関するチラシ作成などであるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続いて、委員会審査報告書。

1、審査した事件。議案番号、議案第17号。付託年月日、令和4年3月7日。件名、令和4年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和4年3月8日火曜日午前10時から午後2時39分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。

主な質疑答弁。

①目2任意事業費、節18負担金、補助及び交付金の高齢者見守り端末機器購入費用等助成金の説明をいただきたいとの質疑に、平成18年に太子町徘徊高齢者等家族支援サービス利用助成事業実施要綱を制定し、徘徊行動のある高齢者などを介護している家族に対してGPS専用端末機器の初期購入費用を助成するもので、徘徊高齢者の早期発見と安全確保を図り、家族が安心して介護できる環境を整備することを目的としているとの答弁があった。

②いきいき百歳体操については利用者が減っている。コロナ禍を踏まえた上で今回予算を組むに当たっての取り組み目標を説明いただきたいとの質疑に、来年度は家庭で参加していただけるようにパソコンやスマートフォンなどを活用したオンラインでの事業実施を考えている。幅広く介護予防事業に参加いただけたらと思い計画しているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続いて、委員会審査報告書。

1、審査した事件。議案番号、議案18号。付託年月日、令和4年3月7日。件名、令和4年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和4年3月8日火曜日午前10時から午後2時39分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。

主な質疑答弁。

①13ページの報酬は高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に関する予算だと思うが、この中身について説明を願うとの質疑に、事業内容としてはハイリスクアプローチとして健診結果やレセプトなどから地域の健康課題を把握して個別的支援、例えば電話や訪問や個別支援を行う事業を実施している。またポピュレーションアプローチとして通いの場、いきいき百歳体操の場においてフレイル予防の健康教育や健康講座、健康状態の把握等をしている。人件費については一体的実施事業に関わる保健師、歯科衛生士2名ずつの予算を組んでいるとの答弁があった。

②医療との連携はどうなっているのかとの質疑に、健康状態を把握した結果などを分析して医療が必要な方には医療につないでいくとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

1、審査した事件。議案番号、議案第19号。付託年月日、令和4年3月7日。件名、令和4年

度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和4年3月8日火曜日午前10時から午後2時39分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。

主な質疑答弁。

①令和3年度補正予算で繰入金を0円にされ、令和4年度予算では昨年度と同額の繰入金であるがとの質疑に、墓園の永代使用料が令和3年度は予定より実績が上回ったもので、令和4年度予算においては例年同様の予算計上をしているとの答弁があった。

②清掃業務や植木の維持、車止め開閉業務の委託については来年度問題なく対応できるのかとの質疑に、車止め開閉業務について原自治会に委託しているが業務を担う者がいないので、令和4年度はシルバー人材センターに車止め開閉業務を委託する予定であるとの答弁があった。

③太子メモリアルパークの管理基金についてはどのような状況かとの質疑に、令和4年2月8日現在315万7,280円である。基金については施設の改修等が発生した場合に充てるよう予算の管理をしているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中島貞次） 以上で福祉文教常任委員会委員長上山隆弘議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第16号令和4年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第17号令和4年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第18号令和4年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第19号令和4年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(中島貞次) 全員賛成です。したがって議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第17 議案第20号 令和4年度兵庫県太子町水道事業会計予算

日程第18 議案第21号 令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計予算

○議長(中島貞次) 日程第17、議案第20号令和4年度兵庫県太子町水道事業会計予算及び日程第18、議案第21号令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計予算を一括議題とします。

上程中の議案2件については、所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 それでは、総務経済建設常任委員会に付託されました件につきまして報告書を読み上げさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第20号。付託年月日、令和4年3月7日。件名、令和4年度兵庫県太子町水道事業会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和4年3月9日水曜日午前10時から午後3時10分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①給水量が年々減っている中で建設改良事業予算が前年度比で1億円以上増額計上されているが、経営面を含めどのように捉えているかとの質疑に、人口減少と節水意識の向上もあり料金の収入は減少傾向である。これに対して施設の老朽化等に伴う更新事業は増えていく状況である。根本的な収支改善という意味では料金改定も含めて検討していく必要があるとの答弁があった。

②近隣市町と比較して太子町の水道料金はどのような状況かとの質疑に、現在の太子町の水道料金(1カ月当たりの家庭用料金(20立米))は2,090円(税込み)である。県内の市の平均は2,876円、町の平均は3,031円であり、県内44団体のうちの太子町は6番目に安い水道料金である。最も安い団体は赤穂市で、次いで高砂市、たつの市、西播磨水道企業団、福崎町であるとの答弁があった。

③投資有価証券購入費3億円とあるが、貸借対照表には該当項目がない。これはどういうことかとの質疑に、大口定期の利率が非常に悪くなっている状況のため、投資有価証券の購入も視野に入れている。条件のよいタイミングで購入できるときにはもちろん購入するが、それをずっと持つわけではなく年度末には売り切る形で計画している。また資金の運用については公金管理委員会で議論し、国債等を購入することについては承認いただいているとの答弁があった。

④沖代水源地に係る賃借料についての状況はとの質疑に、吉福水源地での導水機能整備事業の実施に伴い、その敷地内に新たに電気棟を作る予定である。その際に水質に影響が出るおそれがあるため、吉福水源地での取水を一時停止し、沖代水源地でくみ上げたものを吉福水源池で処理するよう計画変更した。そのため工事が完了する令和5年度まで沖代水源地の土地と井戸を借用することになった。工事完了後は返還することとなるが、その点も含めて沖代自治会は了承済みであるとの答弁があった。

⑤昨年和歌山市の紀の川に架かる水管橋の崩落事故があったが太子町内での同様の施設の点検はとの質疑に、平成27年度に業者による調査を行っている。町内13か所の水管橋のうち長さ10メートルを超えるものは4か所で毎年目視点検を行っている。そのうちの耐震性がなく早期改良を行う必要がある1か所について令和4年度に基本設計を行い、令和6年度に工事完了の予定で計画を進めているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第21号。付託年月日、令和4年3月7日。件名、令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和4年3月9日水曜日午前10時から午後3時10分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①今後の太子町の雨水対策の計画はとの質疑に、雨水1.4号幹線の整備完了後は浸水被害が出ている大津茂川左岸第1排水区（田中地区）の排水対策に取り組む予定である。調整池をつくる計画で令和5年度に新規採択を受け、令和6年度以降順次事業を進め、令和9年度の完了を目指している。また町内のもう1つの浸水箇所である大津茂川右岸第3排水区（太子西中学校から南へ下がった地域）については以前より整備手法等の検討を行ってきたが、想定事業費が25億円以上と高額になるため整備方針が決定できていない状況である。実現可能な段階的な整備手法の検討を進めていきたいとの答弁があった。

②マンホールポンプ点検監視委託料の内容はとの質疑に、ポンプに異常があった場合やマンホール内の水位が異常に上昇した場合などに業者と町の両方に通報が入る。また年2回の清掃作業の際にポンプを引上げ、油や不要物がついていないかなどの点検を行っているとの答弁があった。

③マンホールポンプ更新工事は何か所実施するのかとの質疑に、15か所あるマンホールポンプのうち3か所の更新を令和4年度に予定している。1か所につき2台のポンプがついているため6台の更新となるとの答弁があった。

④大きな赤字が続く下水道事業であるが抜本的な対策は検討しているのかとの質疑に、下水道事業については非常に厳しい状況である。資金等も年々減少し、この1年間でも現金が約1億円減少しており、令和4年度末には現金残高が2億6,000万円となる。経費削減するところもほとんどなくなってきた状況の中、使用料の改定については避けて通れない喫緊の課題である。料金を見直すことでどのような収支になるのかなど、来年度投資財政計画を策定し、料金改定も含めた投資財政を検証していく。委託料の投資財政計画策定支援業務委託はそのための予算であるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

報告は以上です。

**○議長（中島貞次）** 以上で総務経済建設常任委員会委員長松浦崇志議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第20号令和4年度兵庫県太子町水道事業会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第21号令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第19 発議第1号 議会ICT化推進特別委員会の設置について

○議長（中島貞次） 日程第19、発議第1号議会ICT化推進特別委員会の設置についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して井村淳子議員。

○井村淳子議員 発議第1号議会ICT化推進特別委員会の設置について。

議会のICT化をより推進するための調査研究のため、会議規則第14条の規定により、上記の

の特別委員会を別紙要綱に基づき設置する。令和4年3月25日提出。発議者、太子町議会議員井村淳子、上山隆弘、藤澤元之介、中藪清志、長谷川正信、出原賢治。

発議者を代表して趣旨説明を申し上げます。

議会改革の一環として議会のペーパーレス化促進のため設置いたしました議会ＩＣＴ化調査特別委員会が、令和3年2月にまとめました太子町議会のＩＣＴ化に向けた提言を基に、本会議へのタブレット導入等について当局との協議を行ってきた結果、令和4年度当初予算に計上されました。これにより、その使用基準、取扱方法をはじめ、議会のＩＣＴ化をより具体的に推進するための調査研究を行うため、特別委員会を設置するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中島貞次） 趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま設置されました議会ＩＣＴ化推進特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、出原賢治議員、玉田正典議員、堀卓史議員、首藤佳隆議員、井村淳子議員、藤澤元之介議員、以上6名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました6人の議員を議会ＩＣＴ化推進特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時24分）

（再開 午後2時24分）

○議長（中島貞次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、御報告申し上げます。

休憩中に議会ＩＣＴ化推進特別委員会が開催され、委員会条例第8条第2項に基づき、委員の互選により委員長に出原賢治議員、副委員長に藤澤元之介議員が選出されましたので御報告申し上げます。

以上で報告は終わります。

ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時25分）

(再開 午後2時25分)

○議長(中島貞次) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま井村淳子議員ほか5人から決議案第1号ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 異議なしと認めます。したがって、決議案第1号ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議を日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題とすることに決定いたしました。

~~~~~

#### 追加日程第4 決議案第1号 ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議

○議長(中島貞次) 追加日程第4、決議案第1号ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して井村淳子議員。

○井村淳子議員 決議案第1号、決議案の提出について、別紙のとおり「ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議」を会議規則第14条の規定により提出する。令和4年3月25日提出。発議者、太子町議会議員井村淳子、上山隆弘、藤澤元之介、中薮清志、長谷川正信、出原賢治。

発議者を代表いたしまして、ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議案を読み上げ、趣旨説明とさせていただきます。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、力によるウクライナの主権と領土の明確な侵害であり、国連憲章の原則に反するとともに、関係国の平和を求める努力を踏みにじる行為である。また、G7でも深刻な国際法違反であり、国際秩序への挑戦であるとして強い非難を表明している。よって、兵庫県太子町議会はロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対して強く抗議するとともに、政府においては国際社会とともに連携し、あらゆる外交努力によってウクライナ国民と現地在住の日本はじめ各国の国民の安全確保及びウクライナからのロシア軍の即時撤退と速やかな平和の実現に全力を尽くすことを強く求める。

以上、決議いたします。よろしくお願いいたします。

○議長(中島貞次) 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案については議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから決議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 異議なしと認めます。したがって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

ただいま可決されました決議書の取扱いについては、議長に御一任いただきたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第20 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長（中島貞次） 日程第20、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会等の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり、閉会中の所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

以上各委員長から申出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第2回太子町議会定例会（第497回町議会）を閉会します。

（閉会 午後2時30分）

~~~~~

#### 議長挨拶

○議長（中島貞次） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る2月24日の招集以来、本日までの30日間の長きにわたる会期でしたが、その間に審議されました案件は一般会計、特別会計、企業会計、合わせて総額229億4,947万2,000円の令和4年度当初予算をはじめ、各会計の補正予算、条例の制定など多数の重要案件でございました。議員各位にはこの間、終始熱心に御審議を賜り、ここに全て滞りなく議了することができましたことは町政のため、誠に御同慶に堪えません。ここに謹んで議員各位の御精励に対し深く敬意を表しますとともに衷心より厚く御礼を申し上げます。また、町長をはじめ、町当局各位の議会審議に対して真摯なる態度に深く敬意を表しますとともに、審議の過程で議員各位から述べられた意見等につきましては今後の町政執行に十分反映されますよう強く望むものでございます。特に新年度予算の執行に当たりましては、厳しい財政状況ではありますが、“和のまち太子”の実現に向け、福祉の向上と生活基盤の充実が図られますよう強く望むものでございます。

さて、春の訪れを感じられる季節となつてまいりましたが、議員各位にはこの上ともなく御自愛いただきまして、町政進展のため、なお一層の御精励を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもって誠に簡単措辞ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

町長。

~~~~~

町長挨拶

○町長（服部千秋） 令和4年第2回太子町議会定例会（第497回町議会）が閉会されるに当たりまして御挨拶を申し上げます。

去る2月24日に開会されました今期定例町議会におきましては、議案が多数にもかかわらず、本会議並びに各委員会を通じて慎重に御審議いただき、その御労苦に対しまして衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。おかげをもちまして、本日をもって令和4年度予算案並びに各種重要案件につきまして滞りなく議了していただきましたことを厚くお礼申し上げます。御審議の中で拝聴いたしました御意見につきましては、今後の行財政運営にでき得る限り反映できますよう努力してまいります。

最後に、日を迫うごとにしのぎよい時節となっておりますが、議員各位におかれましては御健康に十分御留意いただき、町行政のさらなる振興に一層の御理解を賜りますようお願い申し上げます。定例町議会の閉会に際しましての御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

太子町議会議長 中 島 貞 次

署名 議員 首 藤 佳 隆

署名 議員 清 原 良 典